

群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会
発行人 岡住貞宏 編集人 島田貞夫 2011年10月10日発行・No.6

震災対策特別号

原発賠償請求特集
仮設住宅訪問ルポ
相馬市の司法書士語る

紙上相談会・その5

東京電力への損害賠償請求特集 請求書はどのように書けばよいのか？ (1)

「量が多すぎて読めない」「難しすぎる」「全部に領収書がいるの？」東電から送られてきた賠償請求書に対し、被災者から今、怨嗟の声が湧き起こっている。そのわかりづらい内容も、補償する範囲も、また賠償する金額も、仔細に検討すればするほどに多くの問題があることに気づかされる。しかし、この賠償請求書を被災者がなんとか書き上げない以上、賠償金は支払われない。では、この賠償請求書はどのように書けばいいのだろうか？また、問題点はどこにあり、納得できない部分にはどのように対応すべきなのか。この大きな問題について、本紙では、今月号および来月号の2回にわたり特集していく。

(なお、今回の紙上相談会では、相談者のプロフィールを掲載しておりますが、この3人の相談者のプロフィールは、相談会等でお聞き取りした被災者のお話をもとに創作したもので、実在の方とは関係ありません。)

ケース1

30代会社員の妻からの相談

(相談者 広田さんのプロフィール)

広田といいます。32才の夫は、ガソリンスタンドの店長として手取り28万円の月収がありました。私は町内のスーパーでパートをしており、6万円の収入がありました。小学校1年と5歳の子供がいます。2年前、東電の原発から5キロの双葉町内に分譲住宅を購入したばかりです。住宅ローンの返済は月に8万円。子どもの教育費を考えると楽ではありませんが、夫婦で頑張ればなんとかなると思って購入しました。

原発の事故後、埼玉県内と福島県内の避難所4箇所を転々と移動しました。現在は郡山市内の仮設に入居しています。事故発生から一ヶ月たった頃、夫が一人で家まで自動車を取りに行きました。何度も丁寧に洗車しましたが、線量計で計ると、車内で1マイクロシーベルトを超える放射線量が出ます。また、仮設周辺の線量も、0.8マイクロシーベルト以上あり、子どもにどんな影響をあたえるか、きわめて不安になります。

私たちが勤めていた仕事は、原発事故後いずれも廃業しました。現在の収入は夫の失業保険です。

自宅に戻ることは事実上できそうにありません。子どもたちの将来を考えると、放射能の心配のない地域に移住することも考えています。仮払金100万円はそうしたときに備えて取ってあります。でもどこに行ったらよいかの情報もなく、また、どんな仕事に就けるかも分からないため、とても不安です。住宅ローンの支払いは停止しています。でもこれからどうなるのか、心配でなりません。将来設計に必要な情報が手に入らず、どうやって生きていくのか分からない状態に置かれて、不安と焦燥の毎日です。子どもたちの騒ぐ声が周りの迷惑にならないか気になります。長女が学校でいじめられていないか、学習についていけるかも心配です。

夫はハローワークに行っているが、希望するような仕事はなく、また、将来の生活のイメージができていないために、就職を決められないでいます。夫は、どうしてこんなことになったのか、二度と元の生活に戻れないのかいつも考え込んでいます。夫が精神的にも参ってしまいそうで、心配です。

東電から各戸ごとに説明があると聞きました。なんだか丸め込まれてしまうようで嫌な感じです。請求書が送られてきましたが、補償内容が限られていたり、領収書の添付が必要だったり、金額が低すぎたりしてとても不満です。そもそも加害者である東電が、どうして一方的に請求内容を決められるのでしょうか。被害者の弱みに付け込んで、自分たちが損をしないようにしているとしか思えません。

この先、別の地域への移住を決意したとき、どんな補償がうけられるのか、住宅ローンが残っている家はどうなるのか、子どもたちの将来の健康を誰が、どのように保証してくれるのかも分からず、なにもかも不安だらけです。自分たちは、結局見捨てられてしまうのでしょうか。



請求書の性質

相談者 「補償金ご請求のご案内」が送られてきましたが、これはどんな性質の書面なのでしょうか？

回答者 東京電力は今回、原発事故を引き起こしたことにより広田さんに損害を与えました。東電は加害者であるのですから、被害者である広田さんの損害を賠償する責任があります。しかし、東電が広田さんにいくら損害があったのかを調べてその支払いをしてくれる訳ではありませんので、広田さん自身で損害額を申告しなければなりません。今回送られてきたのは、そういった損害額を請求するための書類です。

相談者 いつまでにこの書面を提出しないとイケないのですか？

回答者 東電側は「ご請求受付開始日より2ヶ月程度を目処にご請求ください」と書いています。

地震発生から今にいたるまで、大変お疲れのことと思います。しかし、広田さんが請求しない限り、損害金を支払ってもらうことはできません。これまでに仮払金をもらったと思いますが、これはあくまで仮のものですから追加して仮払金が支払われることはないと思われます。厳しい言い方かもしれませんが、広田さん自身が動き始めなければ解決しない問題なのです。もちろん我々もできるだけのお手伝いをさせていただきます。

なお、東電も、2ヶ月の目処を過ぎた以降の請求でも「支払う」と明記していますが、3年間放っておくと時効にかかって請求できなくなる可能性があります。

賠償額の概算

相談者 私は子供達を育てながら生活をしていかなければなりません。とにかくお金が早く欲しいので、東京電力の対応には大いに不満がありますが、この請求書を書いて当面の生活費の補償を受けようと思います。簡単でいいので今回の請求でどの程度の額が補償されるのでしょうか教えてください。

回答者 広田さんのように、夫婦と子ども2人の4人家族の場合、事故後の避難の経緯や所得などによって賠償額は異なります。

東京電力の補償については実費払いが原則となっていますが、領収書がない場合などもあるため、基準額を設けています。

例えば、避難に伴う費用については、宿泊費のほか同一県内の移動費用を1回1人5千円、健康診断を1回8千円などと定めています。これは、公共交通機関の運賃や、福島県内の標準的なホテルの宿泊料金などから算定したものとされます。

事故による避難生活を余儀なくされた避難者の精神的苦痛の賠償額については、発生から6カ月までの間は1人当たり月額10万円とすることとし、最も苦痛を伴う避難所での生活者は2万円を上乗せしています。

ご自宅などの財産価値の減少といった損害は、警戒区域が解除されず、被害確認が難しいことから、基準額は後ほど示すこととされています。

広田さんの場合、ガソリンスタンドの店長として手取り28万円の月収があり、奥さんはスーパーでのパートでの6万円の収入があったとのことですが、東京電力が提示したケース（月間所得27万円の4人家族（夫婦と子供2人）が県内の体育館で5ヶ月間の避難生活を経た後、仮設住宅に転居した場合、精神的損害や避難などの8月末までの賠償額）の場合、就労不能に伴う損害を含めて本補償額を451万5000円と算定していますので、一応の目安になるでしょう。

以上の損害については、まず3月11日の事故発生から8月末までの損害として、今回送付された申請書類により請求をすることで補償を受けることができます。

また、9月以降の損害については今後3カ月ごとに別途請求することになります。3ヶ月ごとに請求書を書かなければならないと思うと憂鬱になるかもしれませんが、……頑張ってみてください。

放射能への不安

相談者 いろいろ気になることばかりなのですが、私が心の底から不安になるのは、今回の事故で放射能を浴びたことにより、子供が将来、白血病などの重大な病気にならないだろうかということです。ところが、この請求書をざっと見た限りでは、そのことに関してなにも書いていないようなのですが・・・。

回答者 本当にご心配なことと思います。確かに、この案内書には、放射線を浴びたことにより疾病になった場合のことについては特に触れていません。避難生活による病気の発病や悪化についての補償はありますが、それは特に放射線による病気を想定したものであるとは思えません。その不安に関連する項目といえば、健康診断や放射線検査にかかった費用を補償する項目があるだけといえます。

これは、今のところ、明らかにこの原発事故の放射能漏れにより病気になったという人が確認されていないからでしょう。将来的に、どのような場合にこの事故との因果関係を認めるのかも、わかりません。そのような病気になる人が将来も出てこないことを祈りますが、とりあえず国や自治体が注意深く被災者の健康状態を見守っていく必要があるでしょう。

健康上の不安に対しては、文部科学省が健康相談ホットライン（0120-755-199）を開設していますので、ご利用下さい。

「受診始期」の意味

相談者 放射線による病気が気がなって「補償金ご請求のご案内」の「生命・身体的損害」の部分を見ていたら、受診始期が11月30日までに限られているのですが、これはどういうことでしょうか？12月になって病気になっても補償されない、ということでしょうか？

回答者 「補償金ご請求のご案内」の18ページの「④生命・身体的損害」の「対象となる損害」の部分のことですね。1つ目の水色の丸の2行目真ん中あたりから3行目にかけて次のように書かれています。

「なお、補償の対象となる受診始期は平成23年3月11日から平成23年11月30日とさせていただきます。」ここに書かれたことから、平成23年11月30日までに診察を受けていないものについては補償されないように読み取れます。

11月末といえば、いよいよ本格的な冬になろうかという時期です。不十分な暖房設備の仮設住宅に入居していたのでは、新たな病気を発症したり、病状が悪化したりすることは十分予想されるところですし、先ほどの放射線による疾病の発病に関しては、時間が経てば経つほど発病の可能性が高まる性質のものであることを考え合わせると、東電が一方的にこのように決めてかかってくるのは非常に理不尽だと思いましたので、コールセンターに問い合わせました。

すると、「とりあえず、11月末になれば状況はある程度変わっていると思われれます。その場合、補償の条件等が変わってくるのが考えられますので、今回の請求書でご案内した条件で補償する期限を11月末で区切ったものです。その後発症した病気等を補償しない

ということでは『必ずしも』ありません。」という回答でした。さらに、12月以降発症の病気の補償について尋ねると、「100パーセント補償します、とは申し上げられません。」との回答でした。

今後の原子力損害賠償紛争審査会による原子力損害の範囲の判定の指針の改定により改善される可能性はありますが、現時点（相談時は平成23年9月下旬です）では、とにかく、なにも悪いと思われる部分がなくとも健康診断は受けておいた方がよいでしょう。また、原発事故前と比べ身体面や精神面について何か調子が悪いなと心配なところがある方は、必ず11月30日までに一度受診されておいた方が間違いありません。

相談者 そうなんですか。何か納得できません。私も住む仮設周辺の線量も、0.8マイクロシーベルト以上あります。特に子供達は今回の震災で心身にどんな影響を受けているか極めて不安になります。早速、子供たちだけでも医師の診断を受けてみようと思います。

回答者 お子様だけと言わず、ご家族みなさんで受診して下さい。健康診断の費用は高いですから、間違いなく補償される間に受けておいた方がよいと思います。

請求書発送後の手続き

相談者 この請求書を東電に送るとその後はどうなるのでしょうか？

回答者 請求書を東京電力に提出すると、東京電力から「結果通知書」と「合意書」が送られてきます。それを東電に返送すると2週間程度で指定口座に入金されるということになっています。

しかし、合意書には問題もあります。（→ケース3参照）ですから、合意書に印鑑を押す前に、出来るだけ専門家に相談されることをおすすめ致します。

ケース2

50代自営業の方からの相談

（相談者 佐藤さんのプロフィール）

佐藤といいます。原発から約16キロの距離にある南相馬市小高地区の中心地で、25年も理髪店をしてきました。私は50歳、妻は51歳です。理髪以外の仕事はしたことはありません。20歳の長男は障害を持っており、自活することができません。

原発事故の発生まで、月に約20万円ほどの収入がありました。10年程前には倍くらいの収入があったのですが、格安の理髪屋さんができたりしてお客さんが減ってしまいました。それでも住宅ローンや理髪用具のローンは終わっており、この収入でも三人で暮らすには十分でした。ただし、税務署には年120万円程度の申告しかしていません。

原発事故後、南相馬原町地区の小学校に避難し、その後、群馬県内の避難所にバスで移動しました。現金や預金はほとんどなく、とても切ない避難生活でした。東電から仮払金100万円を受けとり、いまはその残りでなんとか暮らしています。

避難所が閉鎖され、相馬市内の仮設住宅に入居しました。原町地区の小学校においてあった乗用車に乗っています。理容の仕事を探していますが、見つかりません。建設関係などの

求人が少しはあるが、仕事には就けていない。妻は避難所と仮設の移動や、長男の世話などで疲れきっています。

自宅に戻って理髪店を再開できるめどはまったく立っていません。これからどうなるのか、具体的な説明はなにもありません。将来への不安ばかりがつのります。夫婦仲も悪くなってしまい、私は憂さ晴らしに毎日ビールを飲むようになりました。家族の将来を考えると、夜もよく眠れません。妻はしきりと涙を流します。私はいつもいらいらしています。社会から見捨てられている感じがしてなりません。同じ仮設の団地で、みなそれぞれに悩みを抱えています。

東電から書類が送られてきました。一生懸命読んでみましたが、わからないことだらけです。なるだけ面倒にして、こちらが嫌になるようにしむけているのではないのでしょうか。

「請求すると後で損をする」という話も聞こえてきます。しかし、光熱費や食費など当面の生活費が必要なため、一日も早くお金が欲しいという気持ちがあるのです。一体、どうすればいいのでしょうか。

補償される損害の範囲

相談者 どんな損害を支払ってもらえるのでしょうか？

回答者 私どもの立場、考え方からすれば、被災者が被ったどんな損害も損害賠償の対象になると考えております。

しかし、今回、東電が皆様にお送りした請求書では、ある意味一方的に、損害賠償の範囲や金額を提示しています。佐藤さん自身が今回の原発事故で損をしたと思う金額を自由に請求した場合、この呈示された類型に入らない請求に対する支払いを受けるのは、簡単ではないでしょう。

合意できない部分がある場合でも、合意する部分について先行して支払う旨のアナウンスはあります（ケース3参照）ので、呈示された類型に入らない部分についてもあきらめる必要はないと思います。ただ、紛争解決センターでの和解仲介手続きや、それでも合意できなければ裁判まで、ねばり強く交渉していく覚悟は必要です。

別の場所に新規に開業する資金は補償されるか？

相談者 就職先が見つからないので、いっそ、避難先近くで新たに理髪店を開業しようかとも思うのですが、開業資金は出してもらえるのでしょうか？

回答者 東電側が平成23年9月20日に示した『事業者用補償金請求書（案）』では、「営業所の移転費用、営業資産の移動費用は賠償の対象になるが、移転に伴う新規設備費用は補償の対象とはならない」と言っています。単純に読むと、「前のお店に残してきた用具を運び出す費用は負担するけれども、新しく購入した用具の費用は負担しませんよ」と言っているわけです。納得できないと思います。事業者に対し実際にどのような賠償金請求書が出てくるか、今の時点ではまだわかりませんが、新規開業費用全額を即時に補償してくれることは、まずないと思われます。

申告と実際の収入が異なる場合

相談者 私は、昨年120万円の税務申告しかしていませんが、実際は毎月22万円ほどの手取り収入がありました。年間120万円しか支払ってもらえないのでしょうか？

回答者 事業主の方は、営業していれば入ってきたであろう利益を請求することができます。この場合に東電は、収入額を証明する書類として「確定申告書」を提出するよう求めています。もちろん収入額を証明する書類はこれだけに限られませんので、申告以上の収入がある場合には、そのことを証明する帳簿などを用意しなければならないでしょう。ただ、公的証明書に基づかない請求であるため、東電側が素直に支払いに応じるかどうかはわかりません。

東電の提示に納得できないときの手続き

相談者 今回の東電の提示した金額では納得できないのですが、どうすればいいのでしょうか？

回答者 まずは、【①納得できる金額を請求してみましよう。】そこからすべてがスタートします。

東電が渋るようでしたら、【②「原子力損害賠償紛争解決センター」に「和解仲介手続き」を申し立てる】方法があります。

それでもまとまらない場合には、【③裁判所に直接訴える】方法があります。

佐藤さんひとりの「納得できない」という声は小さいかもしれませんが、たくさんの人たちの「納得できない。裁判だ。」という声が大きくなれば、それは『十分な力』になるはずです。被災者の皆さんの連携が大きな意味を持つてくると思われます。

ケース3

70代農業の方からの相談

(相談者 高橋さんのプロフィール)

高橋といいます。葛尾町で農業をしていました。私は72歳、妻は70歳です。原発事故がおきて避難の指示があり、埼玉県内の避難所にバスで避難しました。その後2箇所ほど避難所を移動し、8月27日から三春町の仮設住宅に入居しています。私は高血圧の持病があり、妻は足腰の痛みがひどく、歩くのも大変です。

家は原発からおよそ15キロのところがありました。7反ほどの田と3反ほどの畑があり、300坪の宅地に築40年になる木造二階建住宅に夫婦二人で住んでいました。現金収入は月6万5千円ほどの年金と、農業収入が年約80万円ほどです。米や野菜は自分の田畑で取れたものを食べており、住居費はなく、現金支出は少なかったため、この収入でも生活ができました。

子どもは3人いますが、みな都会に出てそれぞれの家を持っています。盆や正月に、子どもが孫を連れて帰省してくるのが私たちの楽しみでした。

わずかな蓄えはすぐに底をつきました。子どもたちの暮らしが楽でないことはわかっていますから、あまり頼ることはしたくありません。いまとなっては東電から支払われた仮払金100万円の残り、約60万円が私たちの財産です。避難所と仮設の生活は過酷で、健康状態が悪くなっていることを実感します。早く葛尾の自宅に帰って、元の暮らしをしたいと思わぬ日はありませんが、もう無理かなとも思います。

私たちが失ったものを金に変えることなどできません。けれど、東電と国は、せめて正当な賠償金を支払い、きちんと謝罪すべきではないでしょうか。しかし、東電の社員が謝罪に来たことはなく、国会議員が来ても素通りするばかりで、ただ不信感がつのるばかりです。

将来の希望が少しもなく、いつまでも仮設の暮らしが続くと思うとやりきれません。いまは外に出て、年寄り同士で話しをしたりしていますが、寒くなれば仮設の中に引きこもりがちになるでしょう。原発事故さえなければ、誰の世話にもならず、老夫婦二人で暮らせたと思うと、理不尽で、悔しくて、怒りがこみ上げてきます。東電からようやく書類が送られてきました。分厚くて読みづらい書類を見て、東電は真面目に被害者のことを考えているのか疑問になり、また怒りがわいてきました。東電は私たちにどう弁償するのか、知りたくて電話しました。

請求書と合意書の問題点

相談者 東京電力から大きな荷物が送られてきて、なかを見れば分厚い本みたいのが入っていて、内容を見れば細かい字だらけで、用紙も同じようなのがいっぱいあって、なにをどう書くのか皆目見当つかない……。これは、必ず送らなければならないのですか？

回答者 我々でも読むのは容易なことではありません、お気持ちはよくわかります。

必ず書いて送らなければならないというものではありませんが、この請求をすれば合意した補償金は比較的早く受け取ることができます。逆に、この請求をしなければ紛争解決センターに持ち込むか訴訟をしないと補償金は受け取れませんので、解決まで時間や、費用がかかります。どちらを選ぶのかは高橋さん次第ですが、このように、早く補償金を受け取りたいければ東電の出した条件で合意しろ、と迫るような制度は問題があると思わざるを得ません。合意できない人には、仮払金を追加支給するような手当があってもいいのではないかと思います。残念ながら今のところ議論されてはいません。

相談者 これを送ると、請求が漏れた分については、もう請求できないので損をすると聞いたのですが。

回答者 いったん合意した期間の請求分に関しては、再請求ができない、という問題ですね。結論的に言えば、必ずしも再請求できないともいえないようです。少しややこしい話になり申し訳ありません。

まず、素直にここに添付されている合意書（見本）を読んだときには、そのように読めます。下の部分に細かい字で、「上記金額の受領以降は、上記算定明細書の各金額及び本合意書記載の各金額について、一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」と書かれています。これでは、この請求に漏れたものは、以後請求できなくなるように読めてしまいます。

これは不適切だと思いましたが、東京電力のコールセンターに問い合わせたところ、「批判があるので合意書をこのままにするかは検討中だが、この合意書では原則追加請求はできない。しかし、確実な証拠がある場合等まで認めないわけではない」、という回答でした。

また、その後、東京電力の社長が国会答弁の中で、この文を削除する予定であると述べています。ですから、結論的に言えば、今度の請求で漏れがあったとしても、次回の請求書で請求することは不可能ではないと思います。とはいえ、余計なトラブルを避ける意味で、なるべく漏れないよう請求したほうが良いことは間違いありません。

相談者 社長が削除すると言ったのなら、その問題のある文は削除されるのでしょうか？

回答者 と、と思いますが、実際に送られてきた「合意書」をよく確認して下さい。よくわからなければ、専門家に確認してから印を押すようにしたほうが無難でしょう。

相談者 請求金額は東電が言うままに書かなくてはいけませんか。金額が低くて納得できない部分がありますが、それを書いたら請求した分全額を払ってもらえないことはないでしょうか。

回答者 ないはずですが。少なくとも合意した部分については先行して支払いをしてくれるはずですが。

実は、我々も、合意しないと合意した部分の支払いも後回しになることを恐れていました。しかし、東京電力は、平成23年8月30日の取締役社長名の文書で「請求いただいた各損害項目のうち、合意に至らない項目がある場合には、合意された項目の補償額を先行してお支払いさせていただくことも可能です。」とはっきり言っています（ホームページのプレスリリースに掲載）。また、コールセンターでも「合意した項目のみの先行支払いはします」と話していました。その後、合意しなかった部分については「請求していただいた後、（東電の）担当が個別に対応する」としています。

しかし、補償金請求の案内のなかには、この説明はありません。これでは合意できた項目を先に支払ってくれるかははっきりしません。これではお金を早く必要としている方などの場合、入金が遅くなることを恐れて、確実な部分しか請求書に書かないことになる可能性があると思われます。「合意した部分については先行して支払いし、合意しなかった部分については個別に対応する」のであれば、その旨を説明書に書き加えるべきであると思います。

農業者からの請求

相談者 私は農家ですが、農業についての補償はこの請求には含まれないのですか。

回答者 農業の補償は別途の請求によります。後日（9月27日から発送予定）東京電力から請求書が送付されてきます。JAグループでは組合員の農畜産物の損害賠償をとりまとめて行っています。仮払いのときに委任状を出していれば、今回以後もとりまとめ請求するそうです。これに参加したい人は早めに委任状を出してくださいとのことです。ご不明の点は所属の組合までお問い合わせ下さい。

医療費請求の具体例

相談者 私は72歳で、妻は70歳です。私は高血圧の持病があり、事故前は月2回医者に通院していましたが、避難生活で症状が悪化し、週1日の通院になりました。妻は事故前は元気で農作業していましたが、過酷な避難生活で、今は足腰の痛みが強くなり歩行もままなりません。仮設住居に入居してからは週1回通院しています。避難所でも4月はじめごろからこの状態です。医者からは週1回の通院を求められましたが、乗せていく自動車も家においたままで、避難所は交通の便がわるく、月2回しか病院に行けませんでした。

かかった医療費は賠償してもらえるのでしょうか。またこの苦痛に対する慰謝料はどうでしょうか。治療費の領収書は一部しかとってありません。

回答者 まず高橋さんご本人の医療費ですが、既往症が悪化した場合ですので、東京電力の基準では支払った額の半分の補償されます。医者の診断書とあなたの承諾書と領収書があります。慰謝料は通院1回につき4200円です。他に通院交通費の補償もあります。

領収書について、必ずいるのかについてですが、ない場合は、とりあえず状況説明欄に金額と事情を書いてください。東京電力側が電話等で個別に連絡してくるそうです。

奥さんの場合は、避難による発症ならば、治療費は全額補償対象になります。ポイントは医師の診断書にそう書かれているかです。書いてもらうときに医師に確認しましょう。

慰謝料については、通院回数で月2回に限定されるのかですが、状況説明欄Cのその他の請求欄にその事情や証拠を書いてください。東京電力が電話等で個別に連絡してくるそうです。医師が、診断書で週1回の通院が必要だった旨を書いてくれれば有力な証拠となると思います。また、奥さんの歩行困難が避難による後遺障害である場合は、補償は個別の取り扱いになります。Cのその他の請求欄にその事情や証拠を書いておいてください。ここでも医者の診断書の書かれ方がポイントになるでしょう。

避難後新たにかかるようになった経費

相談者 事故前の生活は、自分たちで生産した米や野菜を食べていたので、食費等はあまりかかりませんでした。自宅も大きな農家住宅だったので、暑さ寒さにもそれほど強く感じませんでした。でも、今すんでいる仮設住宅は少し日が照るとかなり暑く、これから冬に向かって寒さが心配です。自宅に住んでいたときより負担が大きくなると思います。余計にかかった光熱費は補償してもらえるのでしょうか。また、自宅は避難指示区域にあり、突然の避難だったので、家に居れば必要のなかった日用品や衣類も購入せざるを得なかったものがあります。これらはどうなのですか。

回答者 これらも今回の事故のために新たにかかる負担だと思います。しかし今回の請求項目にはありません。Cのその他の請求欄にその事情や証拠を書いておきましょう。東京電力側が電話等で個別に連絡してくるそうです。そこで交渉することになります。

いままでお話ししましたように、東京電力は、いろいろな場面で個別に対応する仕方をとっています。法律に詳しくない人などは、相手のいいなりに合意してしまう恐れがあります。それは本人だけでなく、前例として他の被害者の請求にも影響しかねません。合意する前に周囲の人や専門家にご相談になることをお勧めいたします。

相談窓口について

相談者 請求書類の記載等はとても煩雑ですが、どこに相談すればいいのですか。

回答者 東京電力のコールセンターがあります。また、群馬司法書士会も電話相談（0120-313-633）をしていますし、仮設住宅を巡回して記載のお手伝いをする事も計画中です。出来るだけ継続して続けて行きたいと考えています。

．．．．． 相談員からのひと言 ．．．．．

ケース1

相談のなかでも触れましたが、損害補償は加害者である東京電力の一方的なやり方です。これに対してあちこちから多くの苦情や文句がでて、少しずつですが改善されつつあります。しかし、被害者である皆さんの声が充分伝わってはいないと感じます。もっと被害者の意見が反映できるようにすべきではないでしょうか。そのためには声を上げ行動することが必要です。わたしたちも具体的な提案をしていきます。

私は、公平な第三者機関による代表仲裁手続きを設けるなどはどうか、と考えます。第三者の立会いのもと、被害者代表と東京電力が話し合い、これから生じる問題、たとえば補償対象になるのか、その額の算定はどうするのかなどについて、被害者全員のために補償の具体的基準を作ろうというものです。被害者はこの基準にのれば速やかに補償金が支払われる、という制度です。

話は変わりますが、補償請求書を書くことは大変です。これには私たちもできるかぎり協力したいと思います。ただ、すべての被害者のお手伝いをするのは難しいです。皆さんが自分のものをまず書く、そして仲間たちを手伝って書く。その両方を私たちは支援していきたいと思います。

ケース2

佐藤さんの相談を受けながら感じたのは、佐藤さんの本当の願いは賠償金をもらうことではないのではないかということでした。佐藤さんが望んでいるのは、馴染みのお客さんを相手に「仕事をする喜び」を返してほしいということなのだと思います。

東電のせいで仕事ができなくなってしまったことで、佐藤さんは将来に不安を抱えることになってしまいました。東電がそここのところを理解しているとは思えません。東電の対応をみても、加害者意識が全く感じられないからです。東電が原発事故を起こしたことにより、皆さんの生活を一変させてしまったことをもう一度よく自覚すべきです。

そうであれば、損害賠償金を一律に規定することなどできないはずですが。皆さんには皆さんなりの事情があり、生活があります。あらかじめ決められた書式で皆さんの思いをくみ取ることなどとてもできません。皆さんには、皆さんが思ったとおりに損害を賠償してもらえ権利があるはずですが。

これと関連して、もう一つ問題があります。東電の示した基準・書式に従って請求すれば速やかに支払いに応じてくると考えられますが、この基準以上の請求に対しては、すぐには

支払いがなされないのではないかという心配です。『一刻も早く賠償金を支払ってほしい』という希望と『納得できる金額を支払ってほしい』という要望が両立しないかもしれないのです。これは皆さん自身が答えを出さなければならない問題です。難しい問題だとは思いますが、私たちも皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

ケース3

東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故は、いまだかつて経験のない原子力災害となりました。その事故から半年が過ぎた今も、現場では多くの作業員の方の努力により、収束に向けた作業が続いています。

それと同時に、被害者に対する東京電力の保障の対応も開始されました。しかしその方法は、賠償金の支払いに対して多くの懸念を残すものとなっています。

被害者の方に届いた書類は、記入方法を示した案内書だけで約160ページ、記入用紙は約60ページに及ぶ膨大なものです。この分厚い書類を、まず何人の人が解読できると思っているのでしょうか？。専門的な用語も目立ち、高齢の被災者の方からは「内容を理解して記入するなんて、とても無理です」との声が上がっています。これでは、申請書類を膨大なものにするによって、被害者の申請の気持ちをくじくことを意図していると言われても仕方がないと思えます。

ご相談者の方への回答でも触れましたが、本来なら、東京電力の社員が一軒一軒自ら被害者の元へお伺いし、事情をお聞きした上で、必要書類を自ら作成し速やかに賠償を支払うことが必要だと思います。特に仮設住宅へ入居している高齢者の方への戸別訪問の対応は早急な課題といえるでしょう。

また、補償金の支払いとなっていますが、本質は、原子力災害に基づく損害賠償請求です。東京電力は今回の事故の加害者であることの社会的自覚、責任意識が全く欠如しているといえませんが。

今回の補償手続きはもとより、原子力事故の被害者が置かれている生活の現状やその感情を全く考慮しない一連の原子力事故に対する対応については、東京電力はもちろん政府も今一度考え直すべきです。

(いしばしおさむ・さくらいゆたか・たけうちじゅんいち)

✦ 次号の「紙上相談会」特集予告 ✦

すでに皆様のお手元に原子力損害賠償請求書が東電から届いている事と思われます。しかし、請求書本体で60頁、説明書に到っては156頁に及んでいます。また、手続きの煩雑さに請求者から批判が続出しています。

これらを受け、次号では

『損害賠償請求手続き・その2』

を特集いたします。

東京電力福島第一・第二原子力発電所の事故に 対する損害賠償に関する会長声明

平成23年10月11日
群馬司法書士会
会長 岡住貞宏

東京電力は、福島第一・第二原子力発電所の事故により被害を受けた個人及び企業等に対し、その損害賠償金支払いの手続きを開始し、請求のための書類一式の発送を開始した。しかしながら、当該手続きの内容及び発送された書類一式等を精査するに、重大な問題点が存在する。よって、当会では、以下の問題点につき、東京電力及び関係諸機関に対し、早急な改善を求めるものである。

1 「被害者は以後の請求をしない」という趣旨の文言を削除せよ

東京電力が被害者に対し発送した書類一式の中に「補償金請求書」という標題の文書があり、東京電力は、損害賠償を請求する被害者に対し、同文書に署名捺印させたうえで提出するよう求めている。ところが、同文書には「同一補償対象期間における、各補償項目の請求は一回限りとする」との文言が記載されており、同文書に署名捺印した被害者は、意図せぬままに同文言の趣旨を承認したものとみなされる余地がある。

また、報道を契機に国会でも明らかにされたとおり、東京電力と被害者との間で損害賠償に関し取り交わす「合意書」には、「上記算定明細書の各金額及び本合意書記載の各金額について、一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」との文言が記載されており、同「合意書」に署名捺印した被害者は、やはり、意図せぬままに同文言の趣旨を承認したものとみなされかねない。

このことによって、例えば、一部損害項目について請求漏れがあった被害者や、後日になって損害が判明した被害者などは、その賠償を受けられない可能性が生じる。また、このような文言があるがために、損害賠償請求そのものをためらう被害者も生じることであろう。

東京電力は、このような関係書類に記載された「被害者は以後の請求をしない」という趣旨の文言を一切削除し、また、被害者が請求書類等を提出するにあたり、そのような文言を削除することを認めるべきである。

2 各損害項目ごとの賠償請求に応じよ

東京電力が作成した「補償金請求書」では、被害者は、「避難生活等による精神的損害」、「避難・帰宅費用」、「一時立入費用」、「生命・身体的損害」、「就労不能損害」、「検査費用（人）」、「検査費用（物）」及び「その他」の各項目について、個別に損害額を算出したうえで、その合計額を一括して請求する書式となっている。

この書式による請求では、下記の異なる二つの場合において、その違いが分からない。

- (1) 損害の生じた項目のうち、一部についてだけその賠償を請求するが、残る項目については請求を留保する場合
- (2) 損害の生じたすべての項目についてその賠償を請求するが、そもそも一部の項目についてしか損害が生じていない場合

すなわち、ある被害者が提出した請求書に「生命・身体的損害」についての損害額が記載されていない場合、その被害者は「生命・身体的損害は生じているが、東京電力の提示した賠償額を受け入れがたいので、請求を留保する」のか、「そもそも生命・身体的損害が生じていない」のか、分からないのである。このような書式の請求書を提出した場合、とりわけその請求書に上記のとおり「被害者は以後の請求をしない」という趣旨の文言が記載されているときには、単に請求を留保したに過ぎない損害項目であっても、後日、東京電力から「その項目については損害が生じていないか、あるいは請求を放棄した」との反論を招きかねない。

この点につき、平成23年8月30日付けで東京電力が発表した「福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への本補償に向けた取り組みについて」では、「ご請求いただいた損害項目のうち、合意に至らない項目がある場合には、合意された項目の補償額を先行してお支払いさせていただくことも可能です」との見解が表明されていたのであるが、その後、被害者に送付された請求書類においては、一部請求または一部合意の手続きについて何らの規定もなされておらず、あたかも全損害項目につき一括請求することしか認めないものであるかのような書式となっているのである。

東京電力は、各損害項目ごとに賠償請求に応じるべきであり、合計額を一括して請求する書式はこれを改めるべきである。あるいは、また、一部項目を留保して損害賠償する被害者については、留保した項目を明示できる措置を取るべきである。

3 簡易な請求書の提出により損害賠償金を支払え

東京電力は、損害賠償を請求する被害者に対し、60ページにも及ぶ請求書の提出を求め、さらに、各損害額の根拠につき訴訟と同レベルの証拠書類の提出を求めている。専門的な法的知識を持たない個人及び企業等にとって、このような書類の作成・提出は、自力ではほぼ不可能である。

このような東京電力の姿勢は、この度の原子力被害の加害者たる法的・社会的責任を忘れ、被害者の迅速な救済の必要性を軽視するものであり、厳しく断罪されなければならない。

東京電力は、より簡易な請求書（少なくとも、専門家でない一般的な国民が、自力で準備・作成できる程度のもの）の提出により損害賠償金の支払いに応じるよう、具体的措置を取るべきである。

以 上

応急仮設住宅巡回訪問ルポ

『一番の望みは「ふるさと」に戻ることだ。
いつ戻れるかはっきりさせて欲しい。』
入居者の方々の言葉が胸をつく

9月に入ったというのに、今なお、灼熱の夏の日が地上に降り注いでいた。

「あの山の向こうに福島第一原発がある。」我々の仲間の一人が指さした。

爽やかに晴れた空を見上げ、視線を遠く阿武隈高地の連なりに移すと、指さされた先の山際に入道雲が湧き出ているのが見えた。

巡回・訪問した目的・地域

平成23年9月10、11日の2日間、群馬司法書士会は、応急仮設住宅入居者の皆様に、群馬司法書士会が収集した震災に関連する情報をお伝えすること、及び、今後の活動のための情報収集を目的として、福島県下に建設されている応急仮設住宅約2600世帯を巡回・訪問した。

今回、訪問・巡回したのは、福島県の「中通り」と呼ばれる地域とその周辺、須賀川市、郡山市、田村市及び三春町の各市町村である。福島原発からは約40～70キロメートルの距離に位置している。

「中通り」は、西の奥羽山脈、東の阿武隈高地に挟まれた。南北に細長い盆地である。中央には阿武隈川が流れ、東北自動車道が貫いている。

訪問・巡回した応急仮設住宅には、現在、福島第二原発の所在地である富岡町、同町に隣接する川内村、福島第一原発の所在地である双葉町、浪江町の西に位置する葛尾村に住居地がある方々が入居されている。どの町村も、警戒区域、緊急時避難準備区域及び計画的避難区域のいずれかに指定されている（一部指定地域を含む）。

応急仮設住宅

具体的レポートの前に、応急仮設住宅の概要を記しておく。

応急仮設住宅とは、災害救助法に基づき、一時的な居住の安定を図る目的で建設される住居である。災害救助法に基づく災害救助基準（平成20年4月1日現在）は以下のとおりである。

- ・規格：1戸当たり29.7㎡（9坪）を基準
- ・建設費1戸238.7万円（ただし50戸以上を集団で設置する場合は例外）
- ・設置期間は原則2年

（建設は都道府県、用地確保や管理は市町村、家賃は無料だが、水や光熱費は居住者負担）

実際の費用・設備は、浪江町HPに掲載された募集案内が参考となる。

「浪江町応急仮設住宅の募集案内」から、抜粋した住宅の概要は以下のとおりである。

- ・家賃…福島県が負担
- ・光熱水費、共益費、修繕費…入居者負担
- ・入居の期間…原則1年間（ただし、入居者の生活再建の状況により、さらに1年間延長することができる）
- ・間取り…1人～2人用：1DK（6坪タイプ）、2人～4人用：2DK（9坪タイプ）
4人～6人用：3K（12坪タイプ）
※大家族など、家族の人数によっては、2戸にわかれる場合があります。
- ・駐車場…1台に限る
- ・設備等…風呂、洗濯機、炊飯器、照明器具、トイレ（洋式）、冷蔵庫、電子レンジ、ガスコンロ、エアコン、テレビ、電気ポット、カーテン

（浪江町HPより）

福島県では、仮設住宅群は500戸を超える大規模なものから、15戸程度の小規模のものまで多様な住宅群が避難地に建設されている。

最初に訪れた、郡山市富田町の仮設住宅群は、およそ500戸。加えて、住宅用地の一角では、今なお建設の槌音が響いていた。

幸いにも、我々は巡回・訪問している途中で出会った自治会長さんのご好意で住宅内に立ち入る機会を得た。

外の暑さにもかかわらず、室内はエアコンが効き快適な状態が保たれていた。

間取りは9坪タイプのワンルーム。床には明るいグレーのカーペットが敷き詰められている。上記の家電が整然と配置され、一見すると日常生活には十分な環境が整えられているように見える。隣家の物音も殆ど聞こえないようだ。

しかし、詳細に観察すると、壁紙を止めたホチキスや、天井板を止めた釘がむき出しのままの状態で放置されている等、所詮「仮」の住居でしかないことがわかる。福島は冬は寒いそうだ。寒さに対する対応は十分だろうか。心配である。

自治会長さんの奥様に勧められた冷たい麦茶をいただいて、束の間の休息を取った後、外に出ると、ボランティアの炊き出しに遭遇した。



入居者の話を聞く筆者

強い日差しの中、各入居者が手に手に鍋を持ち、三々五々、集会場に向かっている。今日の炊き出しは豚汁だそうだ。

仮設住宅の一角では、入居者が数人、談笑していた。傍らの植木鉢には、ブーゲンビリアに似た花が植えられている。燃えるような赤い花びらがモノトーンの仮設住宅の風景の中で、際立って艶めかしい。一見、情報も先入観も持たずに、垣間見れば、ここでは穏やかなコミュニティ環境が醸成されつつあるように見える。しかし、そう簡単にことが運んでいるとは思われない。問題が山積しているのだ。

以下では、我々が巡回・訪問した応急仮設住宅の調査報告から、幾つかの事例を取り上げて、現在の仮設住宅で起こっている問題をレポートしてみたい。

東電の賠償金

富田町の仮設住宅を巡回し資料を配布していると、親子連れの30代の男性に会った。我々は巡回の趣旨を伝え、持参した「群馬司法書士新聞」を手渡した。

会話中、東電の賠償金の問題に話が及ぶと、男性の表情が険しくなり、我々を見つめる眼差しが鋭さを増した。

「金などいらぬ。一番の望みはふるさとに戻ることに。」

「いつ戻れるかはっきりさせてほしい。」

父親の足を遊具替わりして戯れていた連れの幼児が、突然、クックッと笑った。父親の目元が一瞬穏やかになる。しばらく幼児の相手をしていた父親は、再び我々に向直り、厳しい口調で言った。

「以前の生活に戻ればそれだけでいい。」

まず最優先で考えなければならない根っこの問題はそこだ。

東京電力および政府は未だに、今後の帰宅の見通しを明確にはさせていない。今後の状況によっては、入居期間が大幅に伸びる可能性もある。

災害救助法では応急仮設住宅への入居は、2年を限度としているが、実際には被災地の復興状況により延長される場合が多い。例えば、新潟県中越大震災では3年、雲仙・普賢岳噴火災害では4年半、阪神・淡路大震災では5年もの間入居が継続した。

原発問題及び復興計画の見通しが立たなければ、入居が長期化する可能性も否定できない。最も根源的な問題を、補償問題にすり替えてはいけないのだ。

コミュニティの崩壊・情報不足

翌日、我々は山間の丘陵地帯に点在する仮設住宅を巡回・訪問した。

ある中規模の仮設住宅群を訪問した我々は、住宅の一角で、金盥で洗いものしている60代の女性に出会った。

我々が声をかけると、洗い物の手を休めて気さくに応対してくれた。富岡町から避難しているという。

震災直後、郡山市の避難所ビックパレットに入所した後、数カ所の避難所を転々として、現在の仮設住宅に入所したそうだ。

「ここには同じ町内の人たちが入所している。でも、同じ町民同士でも、全く知らない人ばかり。いろんなことを話したいのに話し相手がない。他人と話す機会がない。」

「必要かどうか分からないが、領収書は保存している。コインランドリーの料金なんかでも請求していいのでしょうか。」と、不安そうに言った。

我々がお礼を言って立ち去ろうとすると「話をするのが嬉しい。本当は、いろんなことを、もっともっと話がしたい。」と、我々の手を握った。
心なしか涙ぐんでいるように見えた。

情報不足を口にする入居者もいる。

農業を営んでいたという70代の男性は、我々に、とにかく正確な情報がほしいと訴えた。

「町からここに入れと言われたから、ここに来た。以来、全く情報がない。」

「これからいつまでここに居られるかもわからない。」

阪神・淡路大震災においては、高齢者と障害者だけの、孤独死の問題が指摘され、その反省をもとに今回の大震災では、コミュニティの維持・社会的なネットワーク構築の重要性が説かれた。

我々の巡回した仮設住宅では、それらの問題に対する配慮も見られた。しかし、そうした配慮にもかかわらず、コミュニティが十分に維持されているとは言い難く、社会的なネットワークも、十分に機能しているとは思えない。

ネットワークの欠如に起因する情報不足は孤立の一原因ともなる。適切な情報は入居者の生活維持に不可欠なのだ。

高齢者・一人暮らし

巡回していると、高齢の入居者が多いのに気づく。高齢者が一人で入居しているケースも見受けられた。

環境の変化による体調の悪さを訴える入所者がいた。

仮設住宅に来るまでは毎日農作業をやっていたという80歳代の女性は、「ここに来て動くことが少なくなったので、手足の節々が痛くなって来た。毎日さすっているが痛みはおさまらない。」と訴えた。

山間の丘陵地帯にへばりつくように建てられた仮設住宅に、一人暮らしをしている90歳の女性もいる。

入口から、我々が声をかけると、暫く間をおいて、部屋の奥から姿を見せてくれた。膝が痛いので満足に歩くこともできないようだ。

買い物は？と尋ねると、「一人ではできない。隣の人にたのんでいる」と答えてくれた。

我々が訪問の趣旨を説明しようとする、それを遮っていった。

「難しいことはわからないから考えない。目も弱くなって活字も読めない。だからそれ（配布資料）もいらない。気楽に生きている。」

入口に、50センチ四方の段ボールがあるのが目に入った。我々の目線に気がついたのだろうか、「そこ（入口のステップ部分）に時々出て、これに座っている。」と説明してくれた。

誰に聞かせるでもなく、独居入所者は「気楽が一番」と、もう一度呟いた。

最後に

仮設は仮設でしかない。

仮設はあくまで「仮」の住まい以上ではない。入居されている方の最大の望みは「通常の生活に戻る」とではないだろうか。しかし、それを実現するにはあまりにも課題が多い。

様々な問題が放置され、様々な新たな問題が持ち上がってきている。

この新聞が発行される頃、今回、巡回・訪問した地方は、すでに秋真っ盛りだろう。

愛犬が可哀想だと犬小屋を作っていた区長さん、犬小屋は出来上がりましたでしょうか。

手足の節々が痛いと言をさすりながら対応していただいた川内村から来たという高齢の入居者の方、痛みは和らいだでしょうか。

90歳、一人暮らしの女性の方、秋風の中、段ボールに座り、「気楽」に日々をお過ごしでしょうか。お風邪を召されないように。

遠く群馬の空の下で、気を揉んでいます。

皆さんお元気で。

また伺います。

(いしかわてつお)

相馬市在住の司法書士、被災地の現状を語る 絞り出すような語り口に静まりかえる会場

平成23年9月3日午後1時30分、群馬司法書士会館別館で、東日本大震災の現状と福島原子力発電所事故の損害賠償に関し、群馬県の司法書士向けの研修会が行われた。

そこにおいて、福島県相馬市の司法書士加藤三郎さんが、震災・原発事故後の相馬市の現状を語った。加藤さんは、昭和49年から今日まで相馬市で司法書士として活躍し、また現在は、自らが被災者でありながらも被災者救援のため東奔西走し、相馬市役所に置かれた相馬市常設無料法律相談所において中心的役割をなさっており、相馬市の現状や市民の悩みに詳しい。その内容を紹介する。

最初に、加藤さんは自己紹介と挨拶をして、群馬司法書士会の支援に対し、感謝の意を述べた。これは、主に群馬司法書士会が相馬市の無料法律相談にいち早く資料提供・協力をし、相談を受ける司法書士を毎週2名派遣していること等に対するものである。そこで提供した群馬司法書士会作成の資料は、相談を受ける際の基本資料となっているそうである。

次に、加藤さんは相馬市の主な物的被害について語った。全壊住宅1025棟など住宅被害は3008棟で、そのほとんどは津波による。市道も、330路線で陥没などの被害。冠水した水田が1135ヘクタール、同畑は85ヘクタールで、海水の塩のため、赤茶けてしまい草も生えない。使用不能となった漁船は363隻。下水処理場・一般廃棄物埋立処分場等が津波により本来の機能を果たせなくなり、ポートセンター・磯部出張所等が津波のため使用不能に。市役所南側庁舎や桜丘・磯部小学校の屋内運動場が地震により使用不能となり、大野小学校校舎、大野・八幡・玉野・日立木公民館等が地震により一部使用不能になった。

その甚大な被害を聞き、自らとその周りが同じようになったらと想像し、ことの重大さを再認識した。

あわせて、加藤さんは相馬市の人的被害について語った。死亡者数が454名で、特に中村地区と磯部地区が多かった。死亡のほとんどは津波によるもので、溺死が368名。死亡者のうち60歳以上が281名であり、特に、逃げなかつたり戻ってしまつたり逃げられなかつたりした高齢者が多かつた。津波を見に行つて波にのまれた者や学校から帰されてその途中で津波に巻き込まれた児童、高台の学校の子供を自動車を迎えに行つて交通渋滞にあい高台に登り切れずに津波に持つて行かれた方もおり、津波に対する認識の甘さが指摘されており、危機管理の大切さが叫ばれている。

加藤さんがまるで震えながら絞り出すように語つた事柄を聞き、実際の悲劇を目の当たりにしたようになり、何かをしなければという想いが募つた。

更に、加藤さんはその後のことを語った。道路等のがれきのほとんどは整備済で、また、陸上の大捜索は自衛隊・消防・警察等が行い、すでに終了。死亡の認定も警察・市・家庭裁判所の協力体制で行われ、今でも葬儀が多数あり、また、諸事情で葬儀を行えないものもある。賃貸物件を市がほとんど押さえたこともあり、仮設住宅はすでに十二分で、他地域の方も入居するほどで、余剰がある。一部地域には不動産を物色する不動産業者が出てきている模様。復興計画は現在作成中のもの、これからのもの等が多数で、復興はまさに皆の力によりこれからという状況。



講演する加藤三郎司法書士

以上のような事柄を語る加藤さんは、苦しそうでありながら、自身と周囲、そして多くに呼びかけて「復興を果たすぞ」という執念にも似た決意を見せた。

今回の大震災では想定外の大損害が発生し、多くの人がいろいろな問題を抱えることになり、また、加藤さんの事務所も大変なことになった。そんななか加藤さんは神戸の復興に関する本を見つけ出し、それを読み、また変わり果てた相馬市内を泣きながら歩き、相馬市でも神戸等で行われた復興のための取り組みをやろうと決意した。皆の悩みを解決する相談所を開こうと思い、周りの専門家にも声をかけ、市役所に相談所の設置を持ちかけた。場所その他の問題もあり、設置を断られるなどしたが、4月に入ってから避難所8カ所での相談会を開催した。そんな折、弁護士会からも相談所設置の申し出があったことから、それと一緒に市役所で常設相談所を運営することに。

4月11日から毎週月曜日から金曜日まで、午後2時から午後7時（現在は6時）まで相馬市役所分庁舎2階の第1会議室で弁護士・司法書士・税理士・行政書士・土地家屋調査士（現在は社会保険労務士も加わった）が相談員になり相談を無料で受けている。相続関係、離婚関係、財産問題、税金、雇用関係、会社関係、原発補償問題、これからの生活のこと等いろいろな相談を受けている。

加藤さんは、以上のような現状説明をした後、たとえ一部専門家が抜けたとしても、また相談者が来ない日が続くようになったとしても無料相談を継続するとの決意を述べた。困っている人をなんとかしたい、役に立ちたいと考え、そのための理想の相談事業を目指す加藤さんに、使命感と本気が感じられた。そして、多忙を極める加藤さんは、次なる市民救済活動のため、自らの講演終了後すぐに帰途についた。加藤さんのその復興と市民救済の熱意は群馬の司法書士にも伝わり、これからもよりいっそう相馬市等への相談員派遣・巡回相談・原発事故賠償請求支援、群馬在住の避難者支援を行う旨の熱気が会場に渦巻いた。

（いがらしひでゆき）